

○大蔵省告示第二百八十一号
所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）
第二百十四条第六号の規定に基づき、損害保険料
控除の対象となる自然災害共済に係る契約を指定
する件（平成十二年七月大蔵省告示第二百五号）
の一部を次のように改正し、平成十二年分以後の
所得税について適用する。

平成十二年十月五日

大蔵大臣 宮澤 喜一

本文中、「全国交通運輸産業労働者共済生活協同
組合」の下に、「又は全日本自治体労働者共済生活
協同組合」を加える。